

奈良県告示第二百十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定に基づき、大和郡山市から大和都市計画地区計画（郡山城跡公園地区、奈良県中央卸売市場地区）の決定に係る図書の写しの送付があつたので、同条第二項の規定により、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局まちづくり連携推進課県土利用政策室において縦覧に供する。

令和三年十月二十九日

奈良県知事 荒井正吾